

労働法の基礎講座

第1回



【労働契約】 労働契約の原則

労働契約とは、労働者は労働力を会社に提供し、
会社はその対価として賃金を支払う契約

契約自由の原則

どのような契約にするかは、両者の合意で決定

しかし



会社と労働者とは、労働者の方が弱い立場にあることが多い

そのため

「労働法」により国として一定のルールを規定し、労働者を保護

※「労働法」という名称の法律は無く、労働基準法など働くことに関するたくさんの法律をまとめて「労働法」と呼んでいる。

■ 「労働法」とは？

労働法にはどのような法律があるのでしょうか？

労働基準法

労働時間など働く条件についてのルール

労働契約法

労働契約を結ぶときのルール

最低賃金法

賃金の最低保障額についてのルール

労働安全衛生法

職場での事故・病気を防止するためのルール

労災補償保険法

仕事が原因のけが・病気の補償のルール

男女雇用機会均等法

男女が差別なく働くためのルール

育児・介護休業法

育児休業や介護休業についてのルール

雇用保険法

失業したときの失業給付などに関するルール

労働組合法

労働者が団結して労働条件を改善するためのルール

： など

